

主 文

- 一、 原判決中被告人Aに関する部分を破棄する。
- 二、 被告人Aを懲役三年に処する。
- 三、 原審の未決勾留日数中九〇日を右の刑に算入する。
- 四、 原審の訴訟費用中証人Bに支給した分は、被告人Aと被告人Cとの連帯負担とする。
- 五、 被告人Aに対する本件公訴事実中、Dに対する強姦の点について、同被告人は無罪。
- 六、 被告人Cの本件控訴を棄却する。
- 七、 被告人Cに対する当審の未決勾留日数中一二〇日を、同被告人に対する原判決の刑に算入する。

理 由

本件各控訴の趣意は、被告人Aの弁護士表権七、被告人C本人各作成の控訴趣意書記載のとおりであるから、これらを引用する。

被告人C本人の控訴趣意第一点について。

論旨は、原判示第一の(一)についての事実誤認を主張し、被告人Cは、Eから現金二〇〇円を借りたものであつて、原判示のようにこれを喝取したものではない、というのである。

しかし、原判決の挙示する対応各証拠によると、被告人Cは、原判示日時ごろ、F高等学校校舎内にはいり、Eが同校三一三号教室で授業を受けている最中に、同人から小遣金をたかつてやろうと考え、右教室の下側窓から同人に対し「ちよつと金を貸してくれ」と言い、同人が「今金あらへん」と断わっているのに、なおも「二〇〇円でええ、貸してくれ、昼休みにHまで持つて来いや」と要求し、右Eが同被告人と中学の同級生で家も近所であるため、同被告人が不良仲間と徒党を組んで嵐山付近で勢威を張っていることをよく知っており、常日ごろ被告人らを恐れていることに付け込み、同被告人の要求を断わると後でどのような危害を加えられるかも知れないと恐れさせて、同人から現金二〇〇円の交付を受けた事実を認めるとができるのであつて、同被告人が特にEを脅迫する言葉を使っていないからといつても、前記認定のように同人が被告人Cを恐れていることに乗じて金銭を要求し、同人にこの要求に応じないと後でどのような危害を加えられるかも知れないと恐れさせて、金銭を交付させた以上、恐喝罪の成立を免れるものではないことはいうまでもない。原判決には所論のよらな事実誤認はなく、論旨は理由がない。

被告人C本人の控訴趣意第二点、弁護士表権七の控訴趣意第一点について。

各論旨は、原判示第二についての事実誤認を主張し、被告人C本人の論旨は、同被告人は本件恐喝の現場にいなかつたのであるから右犯行には関係がない、といひ、弁護士表権七の論旨は、被告人AはGがBを脅迫して金銭を要求しているのを見ていただけであつて、原判示のように本件恐喝を共謀したことはない、というのである。

しかし、原判決の挙示する対応各証拠を総合すれば、被告人C、同AがGと共謀して原判示恐喝行為に及んだ事実を認めることができる。すなわち、右各証拠によると、被告人C、同A並びにGらは、原判示の日に、京都市a区b町H喫茶店に集つた際、被告人Cは、同喫茶店に居合わせたF高等学校の生徒に頼んで中学の同級生であつた同高校生Iを呼び出してもらつた上、いやがる同人をおどして同じく中学の同級生であつた同高校生Dを呼び出せと命じ、I、Gと共にF高等学校校舎にはいり、前記認定のようにEから金銭を喝取し、次いでIを介してDを同校裏のJ山に連れ出した後、IやGに指図してH喫茶店にいる被告人Aを呼びに行かせたことと、被告人Aは、右の連絡を受けてGと前記喫茶店を出たがF高等学校北門前路上において、同校生徒Bに会うや、Gが右Bに対し「おい、ちよつと二、三百円つもりしてくれ」と言い、同人が金がないと断わると、更に被告人AとGとがかわるがわる「おいこら作つてこい」「そんなぐらゐの金が都合できんのか、友達にけんかでも売つてここへ連れてこい」「金ができたらJ山のところに直ぐ持つてこい」などと語気荒く金銭を要求し、右Bをこれに応じないと後でどのような危害を加えられるかも知れないと恐れさせて、被告人Cのいる前記J山で待機し、間もなく同所に来たBから現金四〇〇円ぐらゐの交付を受けたが、その際被告人CとGとがかわるがわる「何や、これだけか」「こんなもんで足るか、もうちよつと何とかして持つてこい」と重ねて金銭を要求し、同人から現金三五〇円ぐらゐの交付を受けて、合計七五〇円ぐらゐの現金を喝取したことが認められ、右認定のように、被告人Aは、最初から本件恐喝の実行行為に加担しており、被告人Cも被告人AやGに



い。従つて、原判決が、その判示のとおり被告人Aが被告人Cと共謀して本件強姦行為に及んだ旨認定したのは事実を誤認したことが明らかである。この点の論旨は理由がある。

なお、Dに対する強姦行為が被告人Cの単独犯行に帰することは前記認定のとおりであるから、原判決が右強姦行為を被告人C、同Aらの共謀による犯行と認定したのは、被告人Cに対する関係においても事実を誤認したものであるべきであるが、本件犯行は被告人Cが首唱して被告人Aらと共謀を遂げ、後に右共謀関係解消後も、ひとり旅館にとどまりこれを実行したものであつて、右の誤認は被告人Cにつき判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえないから、同被告人に対する関係では破棄の事由としない。

弁護人表権七の控訴趣意第三点について。

論旨は、原判決が判示第八の(二)(イ)のRに対する強姦致傷の行為について、被告人Aの共同正犯としての刑責を認めたのは、共同正犯に関する法律の適用を誤まつた違法がある、というのである。

よつて案ずるに、原判決の挙示する関係各証拠によると、被告人A、同Cは、昭和四〇年五月二四日午後七時ごろ、嵐電嵯峨駅前付近で、仲間のS、T、U、V、N、W、Xらと集つていたが、S、TがWのバイクに乗つて国鉄嵯峨駅前に出たところ、京都府船井郡c町から通勤する女工R、同Yの両名が帰りの汽車に乗り遅れたのを見て、Tが同女らに話しかけているうちに、Sが被告人Aら仲間のいるところに戻り「駅にええ女二人おるわ、汽車に乗り遅れよつた」と知らせ、右仲間から「ええ女か、ものになるか」という話が出て、被告人Cが「おれが見て来てやる」と言いSの運転するバイクでその場に行き、同女らを見て強姦しようとするにいたり、同女らに対し「おれも亀岡まで帰るんや、自動車があるから送つてやろるか」と誘い、同女らがこれに応ずる態度を示すや、バイクで引き返し、仲間達に「ええ女や、自動車送つてやるとうまいこと言つておいた、途中で連れて帰つて来るから待つとれ」と連絡し、Zに電話をかけて自動車を持つて来てくれるよう依頼し、被告人Cは、右Zの運転する自動車に同女らを乗せ、国鉄園部駅前十字路付近まで行つた後、再び京都市内に向けて引き返し、同女らを同市a区d町e番地所在f団地内の新築空家前まで連行し、被告人Cが、同女らに対し「向うには墓場や火葬場があるのや、おれらのいうことをきかんとそこへ連れて行くぞ」などと脅して同女らを脅迫し、ZがRを同家屋二階に連れ込み、次いで、被告人Cも、Yに対し左手のいれずみの傷跡を見せながら「これおれが煙草の火で焼いたのや、お前も焼いたろか」などと脅迫して、同女を同家屋階下に連れ込んだこと、一方被告人Aは、嵐電嵯峨駅前仲間達と集つている際、前記のようないきさつで、被害者両名のいるところから戻つて来た被告人Cから前記の連絡を受け、更に同被告人がZから自動車を回してもらい、これに同乗し国鉄嵯峨駅前から被害者両名を乗せて被告人Aら仲間のいるところに立ち寄つた際も、同被告人らから「女を連れて帰つてこいよ」と言つたのに対し、被告人Cが「まかしておけ、これから行つてくるから待つとれ」と答えて出発したのを見送り待機していたが、同日午後一時ごろ被告人AとNとがバイクでZの自動車を捜して回つた結果、途中でZの運転する自動車を見つけそのあとを追つているうち、前記空家の前に到着し、被告人C及びZが同女らを右空家の中に連れ込んでいるのを見とどけ、被告人Cらが同所で同女らを強姦しようとしていることを察知し、被告人A、Nも右犯行に加わることを決意し、嵐電嵯峨駅前に引き返し、同所で待つていた前記のS、T、U、V、W、Xらに対し、被告人C、Zらと共に同女らを強姦しようとして相謀つた上、その場に駆けつけ被告人Cらの犯行に加わり、原判決認定のように、Z、V、T、被告人CらはRを、被告人C、N、被告人A、WらはYを、それぞれ強姦したことが認められるのであつて、被告人Aが同女らに対する強姦を共謀して、他の共犯者らと前記のように強姦行為を遂げた以上、共犯者の行為は、自己の意思活動と相合して自己の行為を組成するものと認めるべきであるから、被告人Aにおいて右被害者の一人であるRに対する強姦行為を実行していなくとも、同女に対する強姦行為について共同正犯の責任を免れるものではない。

原判決が、被告人Aに対し原判示第八の(二)(イ)のRに対する強姦致傷行為について共同正犯の責任を認めたのは正当であつて、所論引用の判例に反するものではない。論旨は理由がない。

よつて、被告人Cについては、刑事訴訟法三九六条、刑法二一条、刑事訴訟法一八一条一項但書を適用して、主文六、七項のとおり判決し、被告人Aについては、量刑不当の論旨に対する判断を省略し、刑事訴訟法三九七条一項、三八二条によ

り、原判決中同被告人に関する部分を破棄し、同法四〇〇条但書により、更に次のとおり判決する。

被告人Aの罪となるべき事實は、原判示第七の事實を削除し、原判示事實のとおりであり、その証拠は原判決の挙示する対応各証拠のとおりであるから、いずれもこれを引用する。

被告人Aの原判示第二の行為は刑法二四九条一項、六〇条に、同第三の行為は暴力行為等処罰に関する法律一条、刑法二〇八条、罰金等臨時措置法三条一項二号に、同第四の行為は暴力行為等処罰に関する法律一条、刑法二六一條、罰金等臨時措置法三条一項二号に、同第八の(二)の各行為はいずれも刑法一八一条、一七七条、六〇条に、同第九の行為は刑法二三五条、六〇条に該当するところ、同第三、第四の罪については所定刑中懲役刑を、同第八の(二)の各罪については所定刑中 有期懲役刑を選択し、以上は刑法四五条前段の併合罪であるから、同法四七条本文、一〇条により重い原判示第八の(二)のRに対する強姦致傷の罪の刑に同法一四條の制限内で法定の加重をしたうえで、被告人Aを懲役三年に処し、原審における未決勾留日数の算入につき同法二一条、訴訟費用の一部負担について刑事訴訟法一八一条一項本文、一八二条を適用する。

被告人Aに対する本件公訴事實中Dに対する強姦の点については、前記のとおり 犯罪の証明がないことに帰するので、刑事訴訟法三三六条により無罪の言渡をする。

(裁判長裁判官 山崎薫 裁判官 浅野芳朗 裁判官 大政正一)